

平成25年度

行政監査報告書

帯広市監査委員

帯監査第72号

平成26年3月27日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様
帯 広 市 議 会 議 長 野 原 一 登 様
帯 広 市 公 営 企 業 管 理 者 伊 藤 修 一 様
帯 広 市 教 育 委 員 会 委 員 長 田 中 厚 一 様
帯 広 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 織 田 雅 徳 様

帯 広 市 監 査 委 員 西 田 讓
帯 広 市 監 査 委 員 秋 田 勝 利
帯 広 市 監 査 委 員 石 井 啓 裕

行政監査報告書の提出について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、平成25年度に実施した行政監査について、
その結果を同条第9項の規定により提出します。

目 次

第1	監 査 の 項 目	1
第2	監 査 の 目 的	1
第3	監 査 の 対 象 及 び 方 法	1
第4	監 査 の 着 眼 点	2
第5	監 査 の 期 間	2
第6	監 査 の 結 果	2
第7	監 査 結 果 に 関 する 意 見	9

行政監査報告書

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、次のとおり行政監査を実施した。

第1 監査の項目

重要な物品等の管理・活用状況について

第2 監査の目的

重要な物品の管理・活用状況については、平成20年度に行政監査を行ったところであるが、前回監査時から年数が経過し、保有状況や活用状況も変化してきている。

そのため、重要な物品等が適切に管理され、有効に活用されているかについて監査し、今後の適正な事務の執行に資することを目的とした。

第3 監査の対象及び方法

1 対象

- (1) 平成25年3月31日現在で保有している重要な物品（一般・特別会計）
- (2) 平成25年3月31日現在で保有している工具、器具及び備品のうち取得価格30万円以上のもの（企業会計）
（（1）及び（2）について、以下、「保有物品」という。）
- (3) 平成24年度中に取得した重要な物品及び工具、器具及び備品
（以下、「取得物品」という。）
- (4) 平成24年度中に処分した重要な物品及び工具、器具及び備品
（以下、「処分物品」という。）

※ 帯広市会計規則（以下、「会計規則」という。）第137条第2項に規定されている「重要な物品」のうち、購入価格又は取得時における評価額が30万円以上の備品（車両及び動物を除く。）を対象とした。

また、企業会計については、有形固定資産のうち取得価格30万円以上の工具、器具及び備品を対象とした。

2 方法

重要な物品及び工具、器具及び備品を保有する所管課に、保有物品については監査対象から抽出した物品の調査票を、取得及び処分物品についてはその全件に関する調査票の提出を求めた。

監査の実施にあたっては、提出を求めた調査票、支出負担行為何等取得手続及び不用物品決定通知書等処分手続に関する一連の書類を審査するとともに現地調査や関係職員から事情説明を受けるなどの方法により行った。

第4 監査の着眼点

- 1 取得目的に沿った活用がされているか。
- 2 活用頻度はどうなっているか、遊休物品となっていないか。
- 3 保管方法及び保管場所は適切か。
- 4 取得・処分に係る手続及び処分の方法は適切か。
- 5 前回指摘事項等への取組は適切か。

第5 監査の期間

平成25年10月21日から平成26年3月25日まで

第6 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 保有状況について（抽出物品）

(1) 所管課別の保有状況

部 課 名	件数	部 課 名	件数	部 課 名	件数
企 画 課	1	介 護 保 険 課	1	南 商 業 高 等 学 校	10
財 政 課	1	健 康 推 進 課	4	学 校 教 育 部 計	86
秘 書 課	2	保 健 福 祉 部 計	9	ス ポ ー ツ 振 興 室	10
広 報 広 聴 課	1	こ ど も 課	7	生 涯 学 習 課	10
政 策 推 進 部 計	5	児 童 会 館	6	文 化 課	10
行 政 推 進 室	1	こ ども 未 来 部 計	13	図 書 館	10
総 務 課	10	商 業 ま ち づ くり 課	1	百 年 記 念 館	10
職 員 課	2	工 業 労 政 課	1	動 物 園	4
情 報 シ ス テ ム 課	1	観 光 課	2	生 涯 学 習 部 計	54
市 民 税 課	1	空 港 事 務 所	3	議 会 事 務 局	3
資 産 税 課	1	商 工 観 光 部 計	7	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	5
納 税 課	1	農 政 課	10	総 務 課	2
総 務 部 計	17	農 村 振 興 課	3	消 防 課	1
市 民 活 動 推 進 課	5	ば ん え い 振 興 室	10	通 信 課	2
安 心 安 全 推 進 課	2	農 政 部 計	23	警 防 課	5
親 善 交 流 課	8	都 市 計 画 課	1	救 急 課	4
男 女 共 同 参 画 推 進 課	1	管 理 課	1	よ ぼ う 普 及 課	1
市 民 活 動 部 計	16	建 築 指 導 課	1	消 防 本 部 計	15
国 保 課	1	土 木 課	1	一 般 ・ 特 別 会 計 合 計	273
戸 籍 住 民 課	2	み ど り の 課	4	総 務 課	4
環 境 都 市 推 進 課	4	住 宅 課	1	料 金 課	1
清 掃 事 業 課	1	道 路 維 持 課	1	水 道 課	10
大 正 支 所	1	都 市 建 設 部 計	10	下 水 道 課	9
市 民 環 境 部 計	9	会 計 課	1	上 下 水 道 部 計	24
社 会 課	2	企 画 総 務 課	33	企 業 会 計 合 計	24
障 害 福 祉 課	1	学 校 教 育 課	33		
高 齢 者 福 祉 課	1	学 校 給 食 共 同 調 理 場	10	合 計	297

平成24年度中に取得したものを含む平成25年3月31日現在保有の重要な物品（車両及び動物を除く。）は2,623件、工具、器具及び備品（取得価格30万円以上のもの。）は130件あり、これらから抽出して監査を行った重要な物品は273件、工具、器具及び備品は24件である。

（2）取得価格等別の保有状況

区 分	件 数	構成比(%)
50万円未満	138	46.4%
50万円以上 100万円未満	100	33.7%
100万円以上 300万円未満	46	15.5%
300万円以上 500万円未満	8	2.7%
500万円以上	5	1.7%
合 計	297	100.0%

取得価格や評価額別には、「50万円未満」が138件（46.4%）、「50万円以上100万円未満」が100件（33.7%）、「100万円以上300万円未満」が46件（15.5%）となっており、300万円以上の保有物品は、13件（4.4%）である。

（3）保有年数別の保有状況

区 分	件 数	構成比(%)
1年以上 10年未満	52	17.5%
10年以上 20年未満	105	35.4%
20年以上 30年未満	101	34.0%
30年以上	38	12.8%
不明	1	0.3%
合 計	297	100.0%

保有年数別には、「10年以上20年未満」が105件（35.4%）、「20年以上30年未満」が101件（34.0%）、「1年以上10年未満」が52件（17.5%）となっており、30年以上保有している保有物品は38件（12.8%）である。

2 活用状況について（抽出物品）

（1）取得目的別の保有状況

区 分	件 数	構成比(%)
事務・事業用	188	63.3%
展示・閲覧用	21	7.1%
貸出用	8	2.7%
教材・教具類	56	18.9%
非常用	7	2.3%
その他	17	5.7%
合 計	297	100.0%

※複数回答があったものは、主要な区分で集計している。

取得目的別には、「事務・事業用」が各課の業務に使用する器具類等で188件（63.3%）、「教材・教具類」が主に小・中学校における物品等で56件（18.9%）、「展示・閲覧用」が絵画等で21件（7.1%）となっている。

保有状況については、調査票及び現地調査により監査した結果、事務・事業用として取得したものが多く、おおむね取得目的に沿った活用がなされていた。

（2）保有物品の使用状況

区 分	件 数	構成比(%)
ほぼ毎日使用	78	26.2%
月数回使用	38	12.8%
年数回使用	51	17.2%
期間限定で使用	24	8.1%
常設・展示	37	12.5%
使用実績のないもの	51	17.2%
その他	18	6.0%
合 計	297	100.0%

※複数回答があったものは、主要な区分で集計している。

平成24年度中の使用頻度は、「ほぼ毎日使用」が78件（26.2%）、「年数回使用」と「使用実績のないもの」が各51件（17.2%）、「月数回使用」が38件（12.8%）となっている。

(3) 未使用の理由と今後の予定

今後の予定 理由	継続 して使用	資料と して保管	活用予定 があるもの	処分済又は 処分を予定	活用予定 がないもの	活用について 検討すべきもの	計
故障				2	1		3
修理不能				3			3
老朽化				5			5
事業終了・活動中止			2	2	2		6
使用・展示の機会なし	11	8	7	1	2	2	31
その他	1				2		3
計	12	8	9	13	7	2	51

平成24年度中に使用実績のない保有物品は51件（17.2%）であり、その主な理由は、「美術品類で展示の機会がなかった」、「施設の貸出用備品で利用者がいなかった」、「業務内容の変更により使用することがなかった」などとなっている。

活用状況については、おおむね取得目的に沿って活用されていると認められたが、平成24年度中に使用実績のないものが51件あった。

このうち、事業内容により使用する機会がなかったが、今後活用予定があるため保管しているものや非常用のものが29件、また、処分済や処分予定のものも13件あるが、今後とも活用する見込みがないまま保有しているものが9件あった。

3 管理状況について（抽出物品）

（1）所管部局別の管理状況

部 局 名	対象物品	抽出物品	目視物品	未確認物品	不整合物品	使用実績無
政策推進部	17	5	5			1
総務部	81	17	16		1	
市民活動部	80	16	16			3
市民環境部	42	9	8	1		5
保健福祉部	44	9	9			2
こども未来部	61	13	11	2		
商工観光部	35	7	6	1		2
農政部	227	23	17	5	1	3
都市建設部	40	10	10			1
会計課	2	1	1			
学校教育部	795	86	78	4	4	7
生涯学習部	1,057	54	53	1		14
議会事務局	17	3	3			
選挙管理委員会 事務	50	5	5			
消防本部	75	15	15			4
一般・特別会計 合	2,623	273	253	14	6	42
上下水道部	130	24	24			9
企業会計 合	130	24	24			9
合計	2,753	297	277	14	6	51

- (注) 1. 対象物品:行政監査の対象とした平成24年度末に保有する物品をいう。
 2. 抽出物品:対象物品の中から抽出した物品をいう。
 3. 目視物品:現地調査で目視等で確認した物品をいう。
 4. 未確認物品:処分済等で確認ができなかった物品をいう。
 5. 不整合物品:備品(資産)台帳と整合しない物品をいう。(物品の所在が不明なもの、規格等が符合しないもの)
 6. 使用実績無:平成24年度中に使用実績がない物品をいう。

管理状況については、現地調査の結果、おおむね適切に設置、保管されていたが、中には備品使用台帳に登録されているが、所在が不明となっているものや規格等が符号しないため現品を確認することができないものが6件、今後の活用予定もなく、故障したまま保有されているものが1件あった。

また、市が保有している物品を契約の締結等により業務委託事業者などに使用させている場合があるが、契約関係書類に物品名が記載されていないなど貸与物品が書面で明らかにされていないものがあった。

4 取得・処分状況について

(1) 取得状況

No.	部 課 名	物 品 名	取得月日	取得事由
1	総務部総務課	蒸留水製造機	H24.12.21	購入
2		蒸留水製造機	H24.12.21	購入
3		蒸留水製造機	H24.12.21	購入
4	学校教育部学校教育課	焼釜(電気釜)	H24.4.27	購入
5		焼釜(電気釜)	H24.5.11	購入
6		コンビネーションカメラ一式	H25.3.29	購入
7	学校教育部学校給食共同調理場	放射能測定器	H24.7.3	購入
8	学校教育部南商業高等学校	木管楽器(クラリネット)	H24.8.6	寄附
9		木管楽器(クラリネット)	H24.8.6	寄附
10	生涯学習部スポーツ振興室	自動切符販売機	H24.5.14	購入
11		陸上運動用具(障害水壕用バー)	H24.7.10	購入
12		陸上運動用具(走高跳用マット)	H24.7.10	購入
13	生涯学習部百年記念館	額(油彩)	H24.6.22	寄附
14	生涯学習部動物園	ポータブルレントゲン	H24.6.15	購入
15		カーポート	H24.7.17	購入
16	選挙管理委員会事務局選挙課	投票用紙計算機	H24.12.12	購入
17		投票用紙計算機	H24.12.12	購入
18	上下水道部総務課	インバーター発電機	H25.3.31	購入
19	上下水道部水道課	稲田浄水場啓発看板	H25.3.31	委託
20		給水タンク(加圧ポンプ式)	H25.3.31	購入
21		インバーター発電機	H25.3.31	購入
22		ジェットヒーター	H25.3.31	購入
23		パイプテント	H25.3.31	購入
24		相関式漏水探知システム	H25.3.31	購入
25		ガスクロマトグラフ質量分析計	H25.3.31	購入
26		上下水道部下水道課	恒温器	H25.3.31
27	自動採水器		H25.3.31	購入

平成24年度中に取得した物品は27件であり、主な取得理由は、老朽化に伴う更新や災害に備えての購入となっている。

また、取得事由は購入23件、寄附3件及び委託製作1件となっている。

取得手続については、法令等の規定に基づき、指名競争入札又は随意契約により購入され、その他は寄附採納によっており、おおむね適切に手続が行われていた。

(2) 処分状況

No.	部 課 名	物 品 名	不用物品決定通知日及び除却日	処分方法
1	政策推進部企画課	帯広市街デジタルマップデータ(MOディスク)	H24.5.24	廃棄
2	政策推進部広報広聴課	デジタルカメラ一式	H24.6.7	廃棄
3	保健福祉部健康推進課	全自動高圧蒸気滅菌器	H24.5.23	廃棄
4	こども未来部こども課	プレハブ物置	H24.5.16	廃棄
5	こども未来部児童会館	天文スライド(スペースコロニー)	H24.6.1	廃棄
6	農政部農村振興課	抜打ち機	H24.7.13	売却
7		冷凍庫	H24.8.30	廃棄
8	都市建設部みどりの課	芝刈機	H25.2.1	廃棄
9	都市建設部道路維持課	ロータリー除雪装置	H24.7.9	売却
10	学校教育部企画総務課	作品棚	H24.6.1	廃棄
11		高速2色デジタル印刷機	H24.7.30	廃棄
12		校旗	H25.1.23	廃棄
13	学校教育部学校教育課	焼釜	H24.11.6	廃棄
14		焼釜	H25.3.6	廃棄
15	生涯学習部動物園	ポータブルX線装置	H24.6.15	廃棄
16	上下水道部水道課	濁度計	H25.3.30	廃棄
17		濁度計	H25.3.30	廃棄
18		フレームレス原子吸光光度計	H25.3.30	廃棄
19		パーティックラップガスクロマトグラフ質量分析計	H25.3.30	廃棄
20		浄水場案内看板	H25.3.30	廃棄
21	上下水道部下水道課	し渣バスケット	H24.11.28	廃棄
22		自動採水装置	H25.3.30	廃棄
23		自動採水器	H25.3.30	廃棄

平成24年度中に処分した物品は23件であり、主な処分理由は老朽化や破損・故障によるものとなっている。

また、処分方法は廃棄21件、売却2件となっている。

物品を処分するにあたり、会計規則に規定されている処分手続を踏まずに廃棄しているものが2件あった。

5 前回指摘事項等への取組状況について

平成20年度に行った行政監査「重要な物品の管理・活用状況」の指摘事項については、おおむね措置状況報告のとおり措置されていた。

しかし、当時有効活用を図るとしていた物品が遊休状態のままとなっていたり、備品使用台帳の整理や処分手続が報告のとおり行われていないなど、一部には是正されていないものがあった。

第7 監査結果に関する意見

重要な物品等の管理・活用状況について監査した結果、事業の終了や機能の低下に伴って遊休状態となっているものや故障した後、修理することなく保有されているもの、また、所在不明や処分手続を行う以前に廃棄したことにより台帳と現品が一致しないなど、適正に管理されていないものが見受けられました。

特に、台帳の内容と現状が相違していることは、必要な点検を十分に行っていないことの表れであり、毎会計年度末における照合を確実に行わなければなりません。

今後においては、重要な物品等が市民の貴重な財産であるという認識のもと、常に良好な状態で管理し、取得目的に沿って有効に活用されますとともに、その範囲について、検討することも必要と思います。

また、一部の部課ではありますが、平成20年度の行政監査において指摘した事項と同様の誤りを繰り返しているものが見受けられました。

監査の指摘事項については、全庁的な課題として捉えていただき、誤りの繰り返しを防止することのみならず、誤りの繰り返しを防止するプロセスの改善など、内部統制の一層の強化、充実に努められますよう期待いたします。